

千葉県災害ボランティアセンター連絡会会則

(名 称)

第1条 この会は、千葉県災害ボランティアセンター連絡会（以下「連絡会」という。）と称する。

(目 的)

第2条 千葉県地域防災計画に基づき、平時の防災活動や災害時における被災地の支援活動を積極的に行おうとする千葉県内の団体が、各団体の主体性を尊重、相互に連携して効果的な活動が展開できるよう、情報交換と協力関係を築き、平時から顔の見える関係づくりを行い、災害支援活動を円滑かつ効果的に推進することを目的とする。

(活 動)

第3条 この連絡会は、次に掲げる活動を行う。

- (1) 団体間の相互理解及びネットワーク化の促進
- (2) 災害及び防災ボランティア活動に関する情報収集及び情報発信
- (3) 防災訓練等への協力及び企画への参加
- (4) 千葉県災害ボランティアセンターの設置及び運営
- (5) 被災地における災害ボランティアセンターの設置及び運営の支援
- (6) 関係機関との調整
- (7) 県外における災害ボランティア活動の支援
- (8) その他、防災ボランティア活動の推進に関すること

(会 員)

第4条 この連絡会の会員は、この連絡会の目的に賛同する、ボランティア活動団体、ボランティア活動推進団体及び公益活動団体等をもって会員とする。

(会 議)

第5条 連絡会は、必要に応じ開催するものとする。

- 2 連絡会の座長は出席委員の互選とする。

(事務局)

第6条 この連絡会の事務局は、日本赤十字社千葉県支部及び千葉県社会福祉協議会が行い、千葉県が支援するものとする。

(その他)

第7条 この会則に定めのない事項は、連絡会でその都度協議するものとする。

附 則

この会則は、平成19年3月26日から施行する。